

ひとり親世帯等の保護者負担額の軽減措置等の拡充について

追加資料
(資料5・資料6関係)

○改正点・・・国の幼児教育の段階的無償化の推進に伴い、平成29年度における国が定める利用者負担の上限額基準が下記のとおり改正されるため、国に準拠して軽減措置等を拡充する。

- ①市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料無償化
- ②年収360万円未満のひとり親世帯等について、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減
- ③1号認定子どもについて、年収360万円未満相当世帯の保育料軽減(国基準:第3階層(市民税所得割課税額77,100円以下) 16,100円→14,100円)

教育標準時間認定(1号認定)の子ども(月額) (幼稚園利用者)
〔 〕はひとり親等軽減後の金額 単位:円

階層	現行	改正後
2 市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0 〔0〕	0 〔0〕 ※第2子以降0
3-1 市民税所得割課税額 10,000円以下	5,200 〔2,100〕	4,500 〔0〕
3-2 市民税所得割課税額 77,100円以下	6,300 〔2,650〕	5,500 〔0〕

保育認定(2号認定、3号認定)の子ども(月額) (保育園利用者)
〔 〕はひとり親等軽減後の金額 単位:円

階層	現行	3歳児未満				3歳児・4歳児以上			
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
		現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
1 生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 市民税非課税世帯	2,200 〔0〕	2,200 〔0〕 ※第2子以降0	2,200 〔0〕	2,200 〔0〕 ※第2子以降0	1,500 〔0〕	1,500 〔0〕 ※第2子以降0	1,500 〔0〕	1,500 〔0〕 ※第2子以降0	
3-1 市民税所得割非課税世帯 (均等割のみ)	9,700 〔4,300〕	9,700 〔2,200〕	9,500 〔4,250〕	9,500 〔2,200〕	8,200 〔3,600〕	8,200 〔1,500〕	8,000 〔3,500〕	8,000 〔1,500〕	
3-2 市民税所得割課税額 48,600円未満	13,600 〔6,300〕	13,600 〔2,200〕	13,300 〔6,150〕	13,300 〔2,200〕	11,500 〔5,200〕	11,500 〔1,500〕	11,300 〔5,150〕	11,300 〔1,500〕	
4-1 市民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	18,000 〔9,000〕	18,000 〔2,200〕	17,600 〔8,800〕	17,600 〔2,200〕	16,200 〔8,100〕	16,200 〔1,500〕	15,900 〔7,950〕	15,900 〔1,500〕	
4-2 市民税所得割課税額 57,700円以上 77,100円未満	18,000 〔9,000〕	18,000 〔2,200〕	17,600 〔8,800〕	17,600 〔2,200〕	16,200 〔8,100〕	16,200 〔1,500〕	15,900 〔7,950〕	15,900 〔1,500〕	

↑
年収360万円未満相当

↑
年収360万円未満相当